

病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備支援事業に係る留意事項（病床の削減）

第1 補助事業者等

日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、地方公共団体及び地方独立行政法人、その他知事が適当と認める者。

なお、交付の対象となるのは都道府県で策定される地域医療構想に基づいた（予定も含む）施設整備を対象とする。

第2 補助事業等

第1に掲げる補助事業者等が開設する病院の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善のための施設整備事業

第3 補助条件

1 病院（改修（一部増築を含む。）により療養病床を整備する病院は除く。）

(1) 絶対条件

次のアからケまでをすべて満たすこと。ただし、前年度以前より当該補助を受けている病院については、カのうち整備完了後に付される条件を除き当該補助を最初に受けた年度の絶対条件を適用する。

ア 建替整備（改築及び移転新築）を伴う場合には、整備区域は築後概ね30年以上経過又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により指定された激甚災害に係る地震により被災していること。

イ 整備後の整備区域の病棟の一床ごとの病室面積を6.4㎡以上（改修の場合においては5.8㎡以上）、かつ、一床当たりの病棟面積を18㎡以上（改修の場合においては16㎡以上）確保すること。なお、一床ごとの病室面積の算定にあたっては、内法面積によること。

ウ 医師・看護師の充足率について、直近の医療監視時における医師・看護師の現員の職員数の標準に対する比率が、原則としていずれか一方が医療法上の標準数を満たしており、かつ、他方が80%以上であること。

エ 次に掲げる(ア)から(ケ)までのうち、いずれかに該当する病院であること。ただし、整備区域の病棟の病床数を20%以上削減する場合はこの限りではない。

(ア) 平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」に基づくへき地医療拠点病院

(イ) 昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」に基づく次の病院

a 病院群輪番制等に参加している病院

b 共同利用型病院

c 救命救急センター又は救命救急センターを設置している病院

(ウ) 平成10年6月11日健政第728号厚生省健康政策局長通知「地域医療研修施

設の整備について」に基づく地域医療研修施設

- (エ) 昭和55年11月4日医発第1105号厚生省医務局長通知「腎移植施設の整備事業について」に基づく腎移植施設
 - (オ) 昭和57年1月22日医発第85号厚生省医務局長通知「老人デイケア施設の整備事業について」に基づく老人デイケア施設
 - (カ) 昭和59年10月25日健政発第263号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設の整備について」に基づく共同利用施設
 - (キ) 平成7年4月3日児発第379号厚生省児童家庭局長通知「母子医療施設整備事業の実施について」に基づく周産期医療施設
 - (ク) 平成6年6月23日健政発第495号厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」に基づく研修医のための研修施設を整備する病院
 - (ケ) 訪問看護ステーション実施病院
 - (コ) 老人介護支援センター実施病院
 - (カ) 平成18年厚生労働省告示第93号「基本診療料の施設基準等」に基づく緩和ケア病棟届出施設
 - (シ) 外来患者の院外処方箋率が30%を超える病院
 - (ス) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第15項に規定する共同生活援助を実施している病院
 - (セ) 県が医療対策協議会における議論を踏まえて決定した医師派遣等（国が派遣の決定を行うものを含む。）を実施する病院
- カ 上記オに掲げる(ア)から(セ)までのうち、いずれかに該当する病院については、整備区域の病棟の病床数を10%以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。ただし、福島県医療計画上の病床非過剰地域においては、病床削減を必要としないが、増床を伴う整備計画でないこと。
- なお、オ及び上記規定の適用にあたっては、医療法第30条の4第6項若しくは第7項に基づいて特例的に許可される病床又はこれに準じるものと医療審議会の意見を聞いた上で県が判断した病床（以下「特例病床等」という。）の数の増加分を整備後の整備区域の病床数から除くことができるものとする。この場合において、特例病床等の数の増加分については、補助の対象とならないものとする。
- また、上記のように整備計画で病床数を削減すること又は増床を伴わないことに加えて、整備完了後においても増床（特例病床等に係る増床を除く。）しないこと。
- キ 整備後の病棟には患者食堂又は談話室を整備するとともに、スロープを設置する等、高齢者・身体障害者に配慮した整備をすること。
- ク 整備区域の病床数は、最低20床以上の病棟とすること。

(2) 加算条件

ア 病棟整備のほか、患者サービスの向上等を図るため、次の整備を併せて行う場合には、

補助対象基準面積の加算をする。

- (ア) 患者の療養環境改善の整備
- (イ) 医療従事者の職場環境改善の整備
- (ウ) 衛生環境改善の整備
- (エ) 業務の高度情報処理化及び快適環境の整備
- (オ) 乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備（授乳室、託児室等）

第4 補助額の算出等

1 補助基準額

- (1) 病院（改修（一部増築を含む。）により療養病床を整備する病院は除く）

アに掲げる基準面積にイに掲げる基準単価を乗じて得た額とする。

ア 基準面積について、次の(ア)に(イ)を加算して得た面積とする。

ただし、建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。

(ア) 病棟部門

- a 整備する病棟の一床ごとの病室面積を6.4㎡以上、かつ、一床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合

2.5㎡×整備後の整備区域の病床数

- b 整備する病棟の一床ごとの病室面積を5.8㎡以上、かつ、一床当たりの病棟面積を16㎡以上確保する場合

2.2㎡×整備後の整備区域の病床数

(イ) 病棟外部部門のうち、第3の1の(2)のアに定める加算条件を満たす場合

- a 整備区域の病床数を20%以上削減する場合

2.5㎡×整備後の整備区域の病床数

- b 整備区域の病床数を20%未満削減する場合

1.5㎡×整備後の整備区域の病床数

イ 基準単価については、次のとおりとする。

鉄筋コンクリート造	112,880円
ブロック造り	98,409円

(注) 建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

2 対象経費

- (1) 病院（改修（一部増築を含む。）により療養病床を整備する病院は除く）

次に掲げる部門。

ア 病棟部門

病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等

イ 病棟外部門

次に掲げる整備のうち、知事が認める部門

- (ア) 患者の療養環境改善の整備
- (イ) 医療従事者の職場環境改善の整備
- (ウ) 衛生環境改善の整備
- (エ) 業務の高度情報処理化及び快適環境の整備
- (オ) 乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備

3 補助額の算出

この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 病棟部門及び病棟外部門のうち知事が認める部門ごとに、1に定める基準額と2に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を算出する。
- (3) (2)により算出された額に、 $1/3$ を乗じて得た額を補助額とする。

第5 交付申請

補助金の交付申請にあたって、要綱第3条第2項第5号に定めるその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

なお、申請は申請する日の属する年度の末日までを終期として行うものとし、年度を超えて実施する場合には、翌年度4月1日以降の申請については、翌年度に改めて行うこと。

- (1) 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備支援事業所要額調書（別紙様式第1号）
- (2) 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備支援事業計画書（別紙様式第2号）
- (3) 事業実施計画書（別紙様式第3号）
- (4) 施設概要（事業計画）（別紙様式第4号）
- (5) 施設整備事業費内訳書（別紙様式第5号）
- (6) 補助対象経費の金額が分かる書類（見積書、工事内訳書等）
- (7) 施工場所が分かる書類（工事設計図、位置図等）
- (8) その他参考となる書類

第6 実績報告

実績報告にあたって、要綱第10条第5号に規定する「その他知事が必要と認める書類」は、次のとおりとする。

- (1) 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備支援事業精算額調書（別紙様式第6号）
 - (2) 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備支援事業実績報告書（別紙様式第7号）
 - (3) 事業実績報告書（別紙様式第8号）
- ア 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備支援事業精算額調書（別紙様式第7号）

- イ 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備支援事業実績報告書(別紙様式第8号)
- ウ 事業実績報告書(別紙様式第9号)
- エ 施設概要(実績報告)(別紙様式第10号)
- オ 施設整備事業費内訳書(実績報告)(別紙様式第11号)
- カ 補助対象経費の金額が分かる書類(納品書、請求書等)
- キ 工事請負契約書・売買契約書等の写し(変更契約書等を含む。)
- ク 補助事業完成後の建物の全景及び内部の主要箇所についての写真
- ケ 補助事業完成後の建物の構造概要及び平面図
- コ 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し(検査を要しない工事については除く。)